

対象施設向けQ & A

項目	質問	回答
キャンペーン	キャンペーンの目的は何ですか。	新型コロナウイルス感染症の影響により県民の気持ちや本県経済は、大きく落ち込んでいます。この落ち込みを早期に解消し、ウィズ・コロナ時代に対応した県民生活確立への足がかりとすることを目的としています。
	キャンペーン期間はいつからいつまででしょうか。	令和2年6月5日(金)から7月31日(金)までの宿泊分までとなります。
	割引(またはキャッシュバック)額の5,000円のうち、施設が1,000円負担するのはなぜでしょうか。	利用者に土産や飲食等に回していただき、県内消費の拡大を進めていくため、本県では一定額を宿泊施設に負担していただくこととしております。この金額については、他の補助金等を受けることはできません。
登録	登録条件は何ですか。	下記の(1)から(6)のすべての条件に該当する事業者が対象となります。 (1)群馬県内に所在する宿泊施設であること。 (2)旅館業法(昭和23年7月12日法律第138号)第3条第1項の営業許可を受けていること。 (3)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)の第2条第6項第4号に規定される施設でないこと。 (4)群馬県暴力団排除条例(平成22年10月28日条例第51号)を遵守すること。 (5)宿泊施設等における新型コロナウイルス対応ガイドライン(令和2年5月19日群馬県生活衛生同業組合、群馬県観光物産国際協会、群馬県温泉協会発行)に基づき、新型コロナウイルス感染症の予防対策に取り組んでいる宿泊施設であること。(ガイドラインについては「群馬県旅館ホテル生活衛生同業組合公式サイト」(https://www.gunmaken-ryokankumiai.jp/)をご覧ください。) (6)その他公序良俗に反しないこと。
	旅館業法の許可を受けている下宿・簡易宿泊所は登録対象となりますか(簡易宿泊所はキャンプ場・山小屋等を想定)。	上記の条件を全て満たしていれば対象となります。
	申請に必要な書類は何ですか。	下記①～④の書類が必要となります。 ①愛郷ぐんまプロジェクト「泊まって!応援キャンペーン」対象施設登録申請書 ②誓約書 ③旅館業法の営業許可の写し ④振込口座通帳の写し(金融機関名、支店名、種別、口座番号、口座名義人が全て確認できるページの写し)
	書類はどこにありますか。	「ググっとぐんま公式サイト」(https://gunma-dc.net/news/aikyogunma/)から入手いただけます。ただし、インターネット環境がない場合はFAXで送りますので、事務局までご連絡ください。
	どのように申請をすればよいですか。	事務局に書類をメールで送付してください。やむを得ずメールが使えない場合はFAXでも受け付けますが、FAX送付後に必ず事務局あてに確認の電話をお願いいたします。事務局にて確認でき次第、メールまたはFAXで受領確認の通知をします。
	申請書の提出期限はいつまでですか。	申請書提出期限は下記の通りです。 ・第1期 令和2年6月2日(火)～6月4日(木)15:00まで(予定) ・第2期 令和2年6月8日(月)～19日(金)(予定)
	申請後、すぐに割引を始めてよいでしょうか。	事務局で審査後、登録決定通知をメールまたはFAXにて通知します。登録決定通知が届く以前の宿泊については、支援金の対象となりませんのでご注意ください。

項目	質問	回答
対象	当初は先着30万名限定でしたが、7月31日(金)までは確実に割引対象とする旨の通知がありました。利用人数に関わらず、7月31日(金)宿泊分まで割引対象となるのでしょうか。	利用人数に関わらず、7月31日(金)宿泊分まで割引対象となりました。
	県負担分については、あらかじめお支払いいただけるのでしょうか。	県負担分については事前にお支払いすることができませんので、大変申し訳ございませんが立て替えをお願いいたします。
	旅行予約サイト経由の予約の場合、クーポン券を利用したり、予約者が保有するポイントを利用したりして宿泊料金が変わる場合がありますが、どうしたらよいですか。	クーポン券については、お客様ご自身が負担される金額ではないため、クーポン券利用後の金額が6,000円以上(税抜)になっているかを確認してください。 ポイントについては、お客様ご自身が負担されているとみなされるため、ポイント利用前の金額が6,000円以上(税抜)になっているかを確認してください。
	企業の福利厚生制度などで、宿泊予約時点で料金を割引く場合は、割引前と割引後のどちらの料金を基準にしたらよいですか。	福利厚生制度をご利用の場合は、同制度による割引後の金額が6,000円以上(税抜)であれば本キャンペーンの対象となります。
	割引の対象者は誰でしょうか。	県内の登録宿泊施設に宿泊した群馬県民が対象となります。ただし、宿泊料金が発生しない乳児等は対象外です。
	宿泊者から予約時にキャンペーンの利用の旨を伝えていただく必要はありますか。	原則は必要ありませんが、本キャンペーンが早期に終了する場合、お客様にその旨をご連絡いただく必要がありますので、ご予約の内容に応じてご確認ください。
	いくら以上のプランが対象となりますか。	1人1泊あたり6,000円(税抜)以上の宿泊プランが対象となります。
	施設内で飲食をしたり、お土産を購入して宿泊代金と合わせて1人1泊あたり6,000円(税抜)以上の場合対象となりますか。	同一施設内の飲食、買い物等であれば対象となります。 (例)1人1泊あたり5,500円(税抜)の登録宿泊施設で2泊し、同一施設内で2,000円(税抜)の買い物をした場合、1人1泊あたりの料金が6,500円(税抜)となるため合計10,000円分の割引(またはキャッシュバック)となります。
	日帰り入浴、宴会のみの利用は対象となりますか。	対象にはなりません。宿泊代金の発生が条件となります。
	各登録宿泊施設で先着何名までという上限はありますか。	各登録宿泊施設での上限はありません。県全体で30万人泊分が対象となります。
	連泊の上限はありますか。	1施設につき3連泊までが上限となります。登録宿泊施設に3連泊した後に、1日挟んで再度同施設に3連泊した場合も対象となります。
	予約段階で精算済みの場合は対象となりますか。	事前決済の場合でも、1人1泊あたり6,000円(税抜)以上の宿泊プランを利用した場合、登録宿泊施設から5,000円/人のキャッシュバックが受けられます。
	県民宿泊プランを作って自社のHPで販売してもよいでしょうか。	期間・地域が限定となりますので各施設での積極的なPRをお願いします。また、本キャンペーンチラシが「ググッとぐんま公式サイト」(https://gunma-dc.net/news/aikyogunma/)に掲載されていますので、ダウンロードしてご利用ください。
	クオカード、商品券付きの宿泊プランは対象となりますか。	換金性のあるものを組み込んだ宿泊プランは、料金に関わらず対象外です。
子どもと一緒に宿泊されたお客様で、子ども1名の宿泊料金が1泊あたり6,000円(税抜)未満の場合は子どもの分は対象外でしょうか。	宿泊料金が減額となる児童等を含むファミリーやグループでの宿泊料金は、全員の合計金額を宿泊人数で割った1人あたりの料金が6,000円(税抜)以上の場合に対象となります。 ただし、宿泊料金が発生しない乳児等は対象となりません(※入館料等の宿泊にかかる費用が発生する場合は対象となります)。	
ツイン部屋を9,000円(税抜)で販売していますが、2人利用の場合は1人あたりの料金が4,500円(税抜)となるので対象外でしょうか。	対象外です。ただし、シングルユースでの利用は対象となります。	

項目	質問	回答
	キャンプ場にコテージがあるので簡易宿泊施設で登録しています。2名でテントサイト4,000円(税抜)にビギナーレンタル品セット10,000円(税抜)を加えるプランを利用します。1人当たりの料金が1泊7,000円(税抜)となりますが、宿泊に伴う同一施設のレンタル品となるので対象となりますか。	施設の宿泊プランであるので対象となります。ただし、同一施設でコテージ1棟6,000円(税抜)のみの利用は、1人あたりの料金が1泊3,000円(税抜)のため対象外です。
	愛郷ぐんまプロジェクト「泊まって！応援キャンペーン」支援金申込書(宿泊事業者記入欄)の宿泊料金(ツアー料金)は、宿泊料金以外の金額も含まれてよいでしょうか。	ツアー代金(全て込)の金額を記入してください。
	愛郷ぐんまプロジェクト「泊まって！応援キャンペーン」支援金交付請求書の金額は、消費税や入湯税は入れるのでしょうか。	消費税と入湯税を抜いた金額を記入してください。
	県内の市町村で同様のキャンペーンを行っているところがありますが、県の制度との併用は可能でしょうか。	併用は可能です(市町村等の割引事業が、他の割引事業との併用を禁止している場合を除きます)。詳細は事務局までお問い合わせください。
確認方法	お客様が群馬県民であることはどのように確認すればよいでしょうか。	身分証明書(運転免許証・保険証・マイナンバーカード等)で群馬県民であることの確認をお願いします。
	身分証明書は精算時のためにコピーをしておく必要はありますか。	コピーの必要はありません。目視による確認だけで結構です。
精算	精算に必要な書類は何ですか。	下記①～④の書類が必要となります。 ①愛郷ぐんまプロジェクト「泊まって！応援キャンペーン」支援金交付請求書 ②愛郷ぐんまプロジェクト「泊まって！応援キャンペーン」支援金実績報告書 ③愛郷ぐんまプロジェクト「泊まって！応援キャンペーン」支援金申込書 ④割引(またはキャッシュバック)前の宿泊料金が証明できる書類(領収書の写し等)
	どのように事務局に送付すればよいですか。	事務局からお渡した封筒で郵送してください。
	書類はどこにありますか。	「ググっとぐんま公式サイト」(https://gunma-dc.net/news/aikyogunma/)に掲載していますので、ダウンロードして作成してください。ただし、インターネット環境がない場合はFAXで送りますので、事務局までご連絡ください。
	精算関係の書類はいつ提出すればよいでしょうか。	下記スケジュールを予定しています。 ・第1期 宿泊期間 令和2年6月5日(金)～18日(木) 提出期限 令和2年6月25日(木) ・第2期 宿泊期間 令和2年6月19日(金)～6月25日(木) 提出期限 令和2年7月2日(木) ・第3期 宿泊期間 令和2年6月26日(金)～7月2日(木) 提出期限 令和2年7月9日(木) ・第4期 宿泊期間 令和2年7月3日(金)～9日(木) 提出期限 令和2年7月16日(木) ・第5期 宿泊期間 令和2年7月10日(金)～16日(木) 提出期限 令和2年7月23日(木) ・第6期 宿泊期間 令和2年7月17日(金)～23日(木) 提出期限 令和2年7月30日(木) ・第7期 宿泊期間 令和2年7月24日(金)～31日(金) 提出期限 令和2年8月20日(木)

項目	質問	回答
	<p>県負担の分はいつ振り込みとなりますか。</p>	<p>申請書の受理から概ね2週間程度で指定の口座に振り込みます。ただし、提出書類に不備がある場合は、別途期間を要します。</p>
	<p>申請時と口座の名義や口座番号が変更となった場合はどのようにすればよいでしょうか。</p>	<p>個別に対応いたしますので、事務局までご連絡ください。</p>
	<p>当日登録宿泊施設で割引を受け忘れたお客様の対応はどうすればよいでしょうか。</p>	<p>原則として当日の精算時の対応となります。</p>